



介護保険料の納め忘れはありませんか

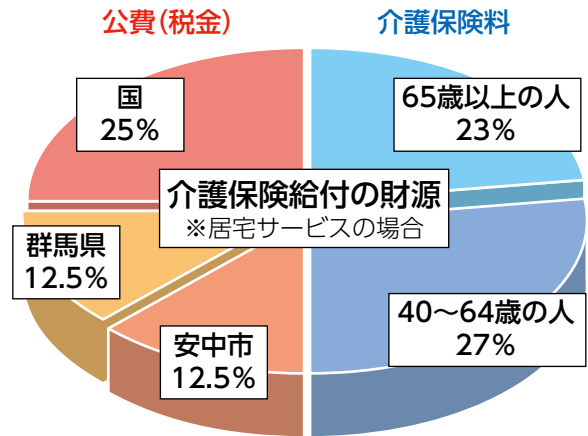
☎ 困高齢者支援課介護保険係 (☎内線1187)

介護保険事業の財源

介護保険事業は、65歳以上の人(第1号被保険者)と40～64歳までの人(第2号被保険者)が納める介護保険料と、公費(税金)を財源に運営しています。

介護保険は、寝たきりや認知症などの高齢者に必要なサービスを総合的・一体的に提供することで、本人の生活と家族の介護を支援し、社会全体で老後の安心を支える仕組みです。

皆さんが負担している保険料は、介護保険を円滑に運営するための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。



◆65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料の決まり方は？

介護保険事業の財政の均衡を保つことができるよう算出された基準額をもとに、同一世帯内の住民税課税状況や本人の収入(所得)により保険料が算出されます。

※基準額の決定方法

$$\text{必要とされる介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人負担分(23\%)} \div \text{65歳以上の人数}$$

◆65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料の納め方は？

年金の受給額が年額18万円未満の人は、市が送る納付書で納めてください。

年金の受給額が年額18万円以上の人は、年金から天引きされます。ただし、年金の受給額が18万円以上でも、次のいずれかに該当する人は、年金からの天引きが開始または再開されるまでの間(6か月から1年間)、市が送る納付書で納めてください。

- | | |
|---|---|
| (1)年度途中で、65歳になった人 | (5)年度途中で、所得更正等により保険料が増額になった人(増額前の保険料は年金から天引きされ、増額分を納付書で納めます)。 |
| (2)年度途中で、他の市区町村から転入した人 | (6)年金の一時差止めや支給停止になった人 |
| (3)年度途中で、年金の受給が始まった人 | (7)年金担保の借入れを行った人 |
| (4)年度途中で、所得更正等により保険料が減額になった人(年金天引きが中止されます。) | |

◆介護保険料を滞納すると？

納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収されることがあります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額負担します。申請によりあとから保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額負担となり、申請しても保険給付の一部または全額が一時的に差止められ、そこから滞納保険料分を差し引くことがあります。

2年以上滞納すると

利用者負担の割合が引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。